

令和7年12月1日

葬祭業者各位

三郷市市民課長

年末年始の三郷市斎場の業務取扱い及び  
死亡届出に係る埋火葬許可証等の取扱いについて

日頃より、三郷市政へのご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、年末年始の業務につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、ご配慮のほど、よろしくお願ひいたします。

記

1. 三郷市斎場の業務取扱いについて

令和7年12月27日（土）	平常どおり
28日（日）	平常どおり（友引前日のため通夜の利用は不可）
29日（月）	友引のため通夜のみ利用可（式場利用は午後2時30分より）
30日（火）	平常どおり
31日（水）	儀式・告別式は午後2時30分まで（通夜の利用は不可） 火葬は午後2時が最終時刻 三郷市斎場の利用申請等は午後5時まで
令和8年1月1日（木）	休場日（利用申請等の受付も行っていません）
2日（金）	休場日（利用申請等の受付も行っていません）
3日（土）	午後から火葬のみ（友引前日のため通夜の利用は不可） (告別式のみの式場利用は不可)
4日（日）	友引のため通夜のみ利用可（式場利用は午後2時30分より）
5日（月）	平常どおり

※1月1日、1月2日にかかる安置室の利用はできません。

火葬炉の改修工事のお知らせ

令和7年12月上旬から令和8年2月上旬にかけて、火葬炉の工事を予定しております。その期間は火葬件数を1日あたり6件に制限させていただきます。また、令和8年1月中は、大棺（6.5尺の棺）の火葬が行えませんのでご承知おきください。

工事期間中は炉前ホールにおいて、工事箇所に囲いを設置したり、騒音や振動が発生することがございます。大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 2. 死亡届出に係る埋火葬許可証等の取扱い窓口及び時間について

市民課開庁日及び三郷市斎場の営業日により以下のとおりの取扱いとなります。

なお、他市で死亡届出をされたあとで三郷市斎場の利用申請を行う場合は、三郷市斎場にて手続きが可能です。（8:30～19:00 但し、12/31 のみ 17:00 まで、1/1 と 1/2 は休場日）

死亡届提出日時・場所			埋火葬許可証交付 三郷市斎場利用申請・許可 使用料の支払い ※1	三郷市斎場の 利用日
12月26日	17:15～	警備室	12/27 13時～19時（斎場）	12/28 以降
12月27日	～正午	警備室		
	正午～			
	～8:30	警備室	12/28 9:15～17:15（市民課）	12/29 以降
12月28日	8:30～ 17:15	市民課	市民課の日曜窓口で受付します	12/29 以降
	17:15～			
12月29日	～正午	警備室	12/29 13時～19時（斎場）	12/30 以降
	正午～			
12月30日	～正午	警備室	12/30 13時～19時（斎場）	12/31 以降
	正午～			
12月31日	～正午	警備室	12/31 13時～17時（斎場）	1/3 以降
	正午～			
1月1日	一日	警備室	◎1/3 利用分 1/3 当日利用前【午前※2】（斎場） ◎1/4 以降の利用分 1/3 13時～19時（斎場）	1/3 または 1/4 以降
1月2日	～正午			
	正午～			
1月3日	～正午	警備室	1/3 13時～19時（斎場）	1/4 以降
	正午～			
1月4日	～正午	警備室	1/4 13時～19時（斎場）	1/5 以降
	正午～			
1月5日	～8:30	警備室	1/5 9:15～17:15（市民課）	1/6 以降

※1 1月2日または3日に他市の斎場で火葬をされる場合は、死亡届提出時に警備員にお伝えください。別途ご連絡いたします。

※2 利用日当日の9時から12時の間に使用料の支払いをしてください。

### 問合せ

市民課戸籍係 048-930-7700

三郷市斎場 048-952-5885